

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

1 条例の一部改正について

廃棄物処理手数料の改定について

特定処理廃棄物は民間事業者処理を委託しており、委託費用の一部を廃棄物処理手数料として排出者から徴収している。近年の物価高騰等の影響から処分に関する手数料が実情に合わず、市費の支出が増加しているため、公平な受益者負担の観点から廃棄物処理手数料を見直すもの。

2 処分に関する手数料の額

特定処理廃棄物を、大型コンテナ1台（22m³）分処理する費用は、令和5年度506,000円になり、スプリングマットレスの処理単価は、1枚当たり3,500円であった。

処分に関する手数料は納付券の額面310円で支払い可能な額とし、下表のとおりとする。

番号	品 名	廃棄物処理手数料	
	算出金額	改正前	改正後
1	アコーディオンカーテン (サイズ:2.0m×0.25m×0.12m) 1,383 円/個	930 円	1,240 円
2	折り畳み式ベッド (サイズ:1.08m×0.91m×0.10m) 2,300 円/個	1,550 円	2,170 円
3	スプリングマットレス 処理委託単価3,500 円/枚		3,410 円
4	電動式ベッド (サイズ:1.91m×0.83m×0.20m) 7,441 円/個		7,440 円

※番号1・2・4については、大型コンテナ1台（22m³）に最大可能積載量から算出。

3 開始時期

令和6年9月議会へ上程し、令和7年4月1日より施行する。